

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 計画策定の背景

わが国の人口は、令和35年には1億人を割って9,924万人となる予測です（国立社会保障・人口問題研究所 平成29年推計）。

また、人口減少に加えて少子・高齢化の進行も加速しており、令和7年には、戦後もない第一次ベビーブーム期に生まれた、いわゆる“団塊の世代”が後期高齢者（75歳以上）の年齢に達し、医療や介護などの社会保障費の急増が懸念されるため、国ではさまざまな方針を立てて都道府県や地方自治体に対策を呼びかけています。

さらに、令和22年には、65歳以上の高齢者が総人口の約3割に達し、わが国の人口は1億1,091万人になり、1.5人の現役世代（15～64歳）が1人の高齢世代（65歳以上）を支えることが予想されています。

地域では、社会的な孤立などの影響により、虐待、ひきこもり、貧困などの問題が生じており、これらはさまざまに絡み合って複雑化し、個人や世帯で複数の問題を抱えるなど複合化しています。また、「制度の狭間」や「社会的孤立」に対する課題が浮き彫りとなっている現状もあります。さらには、災害及び新型コロナウイルスをはじめとした感染症への対策がより一層必要となり、地域住民の安全性を確保した上での地域活動の促進が求められます。

これまでの福祉では、高齢者・障がい者・児童など、対象ごとの施策の充実が図られてきましたが、このような社会情勢の中で、公的な支援は「縦割り」から「包括的」に取り組むことへの重要性が高まっています。そして、制度、分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできるよう、地域や社会が包み込む「コミュニティ」と、地域や社会をともに創ることを理念とする「地域共生社会」の実現を目指すことが、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」としています。

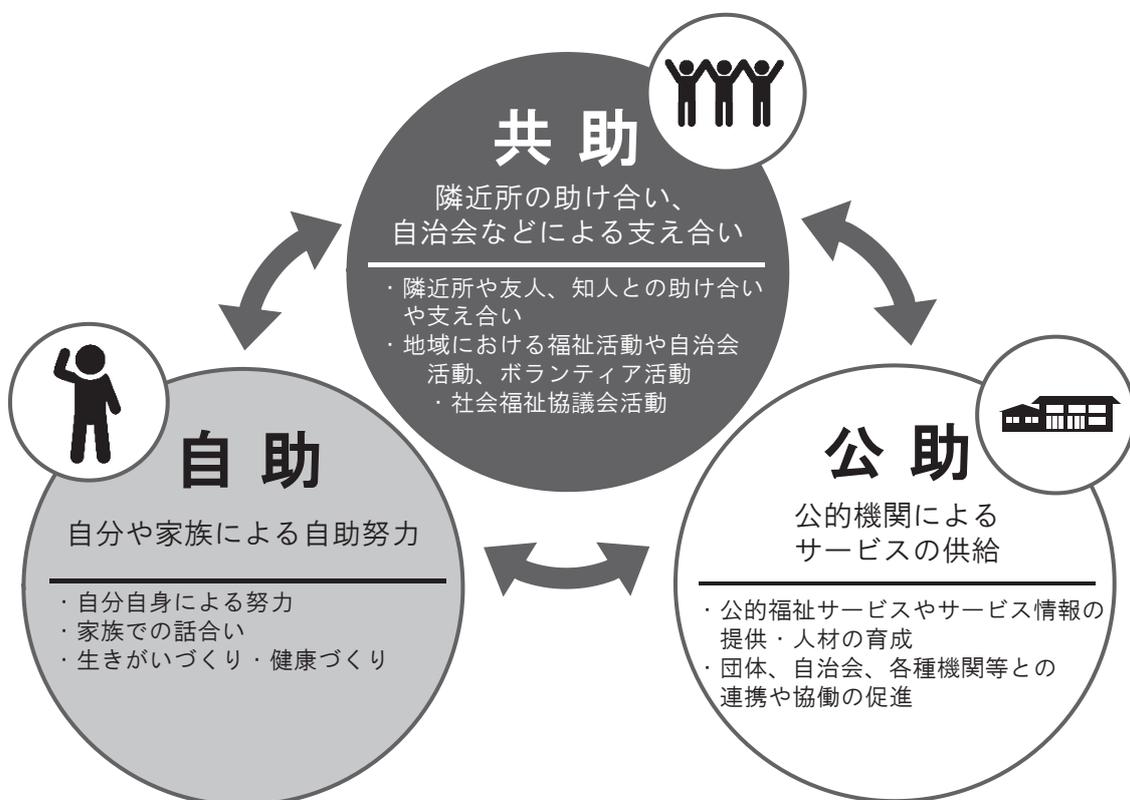
したがって、本市においても地域福祉の推進は今後の市民の暮らしを支える重要な政策であることから、「第3次三島市地域福祉計画（平成28～令和2年度）」を見直すとともに、新型コロナウイルスへの対策が求められている状況下における本市の実情を把握し、「第4次三島市地域福祉計画（令和3～7年度）」（以下、「本計画」という。）を策定するものとします。

## (2)地域福祉とは

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、人と人がつながり、支え合い、助け合うための取組です。

地域福祉には、自分や家族が日頃から緊急時に向けて備えたり、健康づくりや自立意識、主体的な社会参加意識をもつ「自助」。隣近所同士で挨拶を交わしたり、気遣ったりする関係性づくりや自治会などの地域の活動に関わるなど地域における助け合いと支え合いによる「共助」。市や県、国などの公的機関によるサービスの供給体制の構築からなる「公助」。この3つがそれぞれバランスよく連動して福祉が巡っていくことが重要です。

そして、困ったときに助け合う「顔の見える関係づくり」と、お互いを認め合い支え合う「地域共生社会」の実現を目指し、市民、地域、行政が協力・連携して推進する取組を意味しています。



### (3)地域共生社会とは

「地域共生社会」の実現は、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」とされ、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）にもとづいて、2020年代初頭の全面展開に向けた施策の実施・検討と取組などが図られています。

#### 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

（平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）

#### 地域共生社会の理念

制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方

（令和元年12月26日 厚生労働省「地域共生社会推進検討会」最終とりまとめ）

#### ■地域共生社会とは

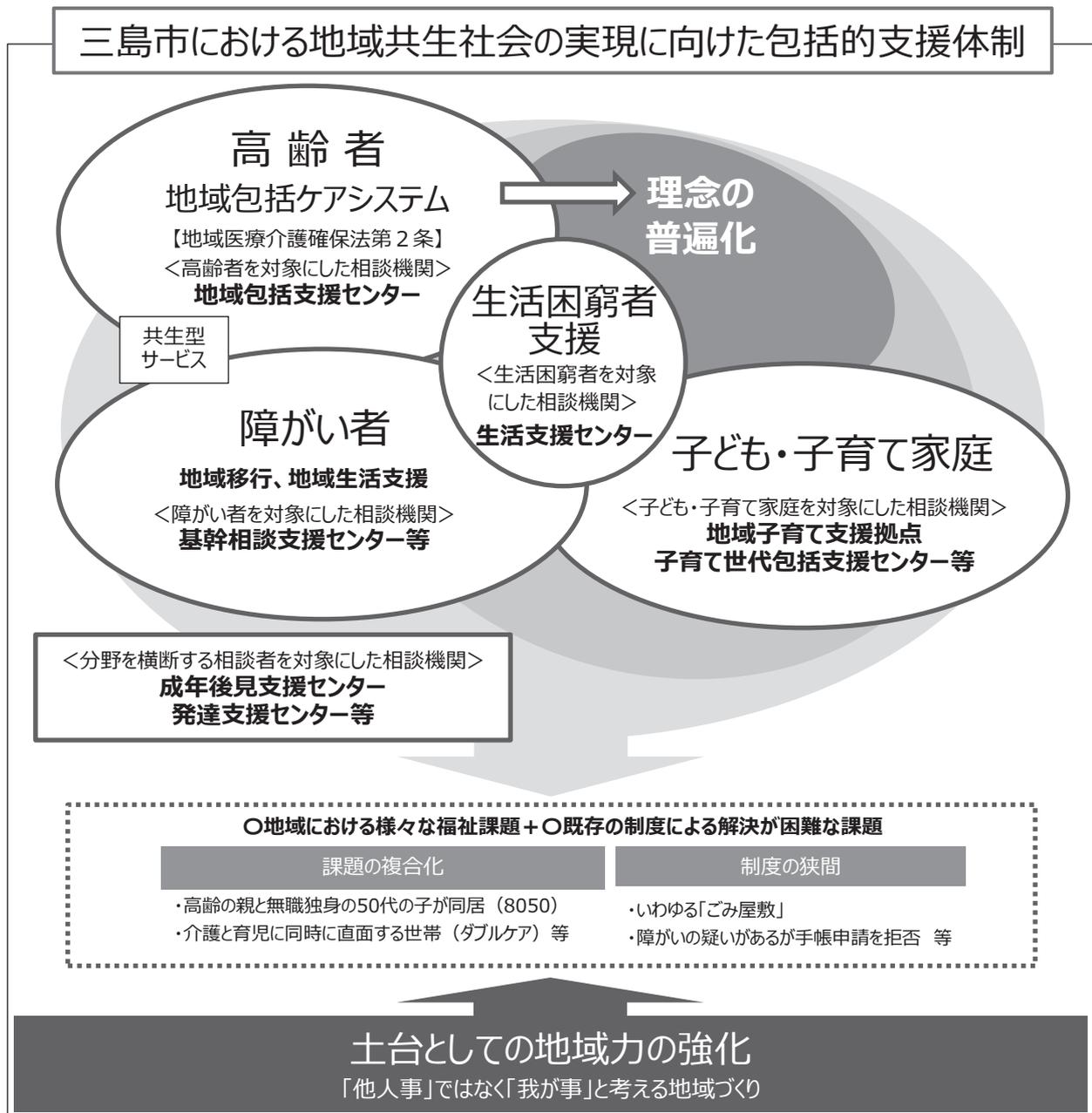


【資料】厚生労働省「2040年を見据えた社会保障・地域共生社会 資料1」を基に作成

## (4)地域共生社会の実現に向けた包括的な支援

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制については、高齢者を対象とする「地域包括ケアシステム※」における「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化し、高齢者のみならず、障がい者、子ども・子育て家庭、そして生活困窮者支援など、生活上の困難を抱える地域住民への包括的な支援体制とするものと考えられます。そして、その土台として「地域力の強化」が位置づけられていることに留意する必要があります。

### ■地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



【資料】厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制」を基に作成

※地域包括ケアシステム：高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」、「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」が切れ目なく一体的に地域のサポートとして提供される体制。

## 2 計画の位置づけ

### (1)法令等による根拠

本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として、地域福祉の推進に関する事項を基本に策定するものです。

#### 【参考】社会福祉法より抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

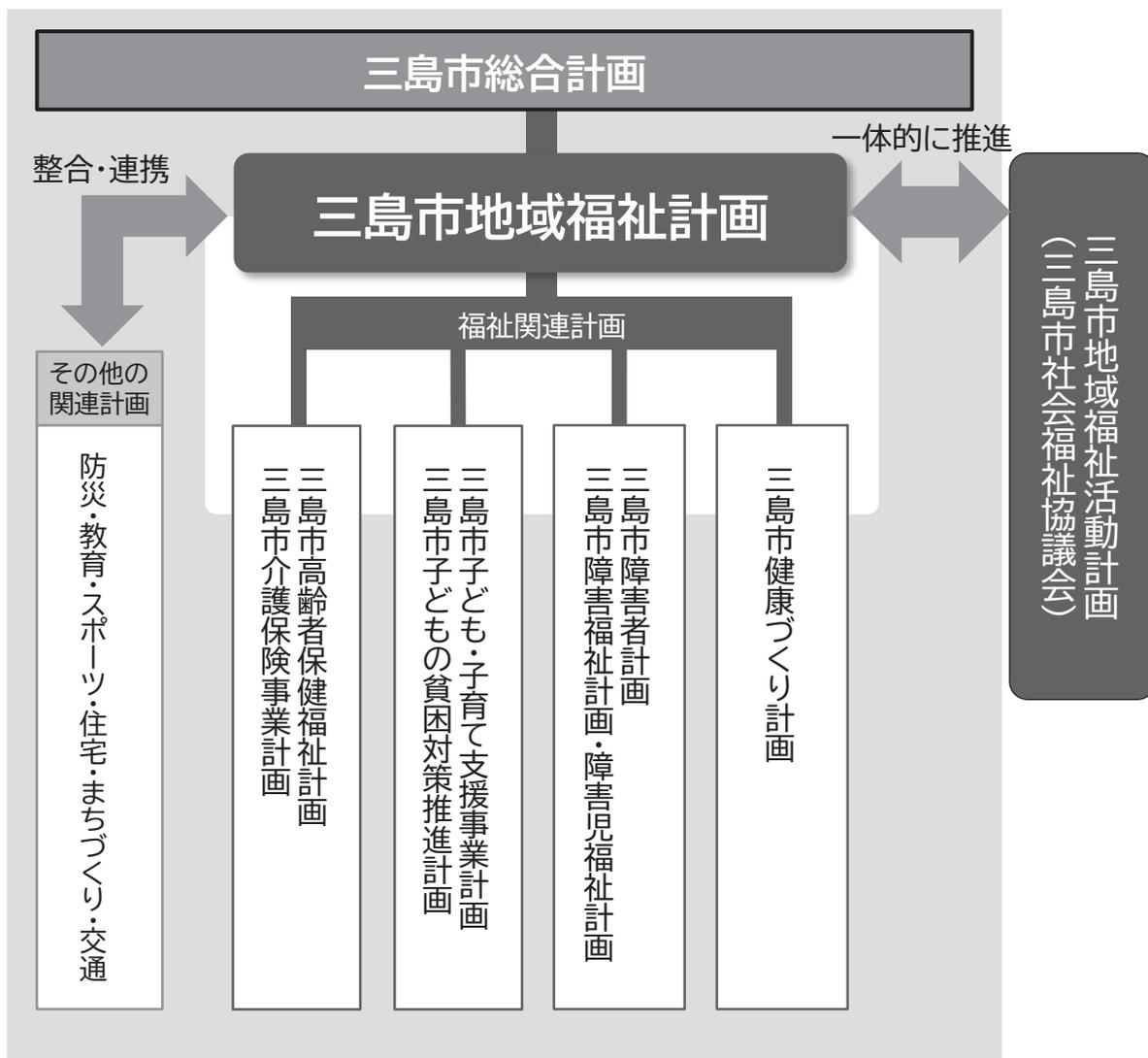
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## (2)計画の位置づけ

本計画は、「三島市総合計画」を上位計画としてその整合性を図るとともに、高齢者、障がい者、子ども・子育てなどの分野別計画の上位計画として位置づけ、地域生活課題に関連する市の計画との調和を図ります。

また、地域福祉の推進役である社会福祉協議会が、市民や社会福祉協議会の活動及び事業の推進を目的とする団体などとともに取り組むための行動計画として、「三島市地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。

### ■計画の位置づけ



### (3)SDGs(持続可能な開発目標)

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「Sustainable Development Goals」の略称で、平成27年9月の国連サミットにおいて採択され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、平成28年から令和12年までの15年間の行動目標です。

17の目標、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

三島市総合計画における地域福祉の分野では、17の目標の中から「1. 貧困をなくそう」、「3. すべての人に健康と福祉を」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「17. パートナーシップで目標を達成しよう」の4つの目標を関連があるものとして掲げており、本計画においても目標達成に向けた取組を推進します。

#### ■三島市地域福祉計画の取組に該当するSDGsの開発目標

##### 該当目標① 1. 貧困をなくそう



▶ あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる

##### 該当目標② 3. すべての人に健康と福祉を



▶ あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

##### 該当目標③ 11. 住み続けられるまちづくりを



▶ 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

##### 該当目標④ 17. パートナーシップで目標を達成しよう



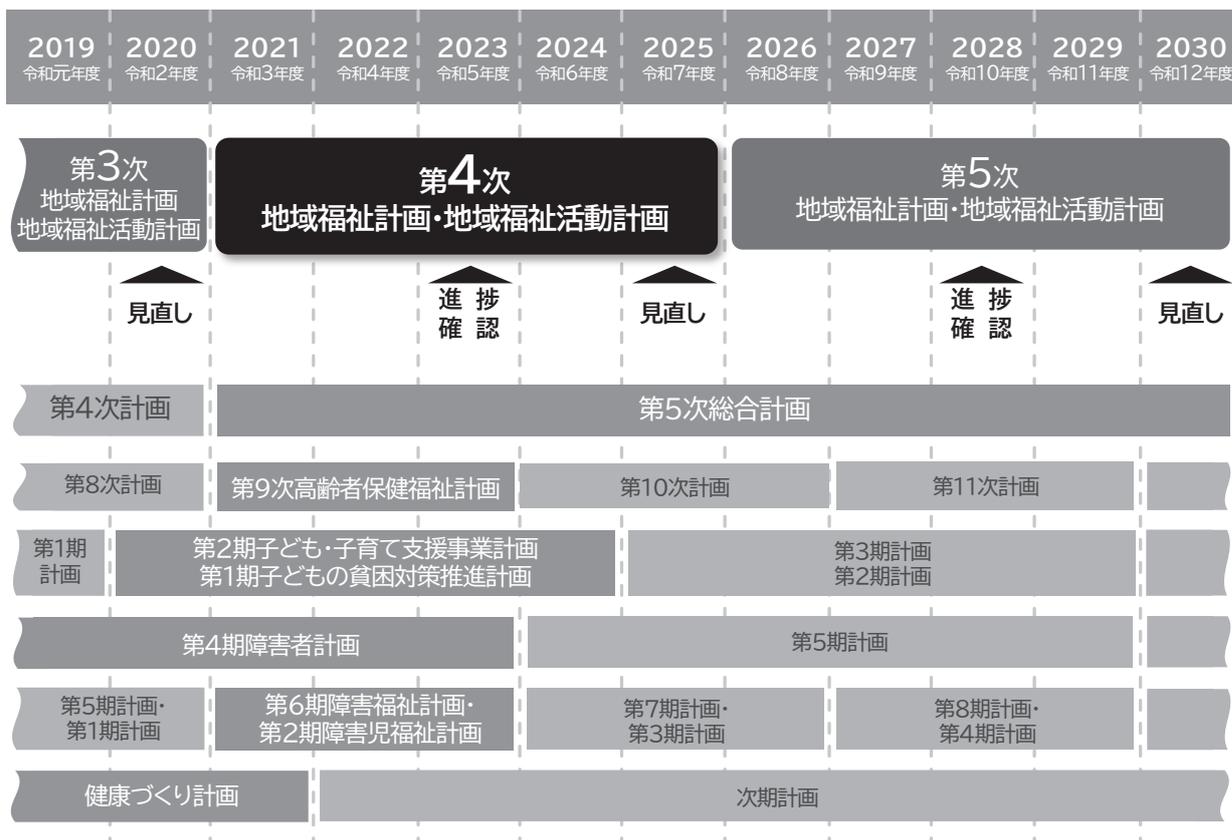
▶ 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ※を活性化する

※グローバル・パートナーシップ：地球規模の協力関係。世界平和・環境問題など世界的問題の解決のため提携すること。

### 3 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5か年計画とし、3年目に事業の進捗状況を確認することで、弾力的な対応を図ります。

#### ■計画の期間



※現在進行している現行計画より先の計画策定及び計画名称は予定です。

## 4 計画の策定体制

### (1) 庁内組織

地域福祉施策を総合的に検討・推進するため、庁内における本計画の策定体制を次のとおり設置しました。

市長 (部長会議)	策定懇話会、庁内策定委員会を経て作成された計画案を審議し、計画を決定する。
庁内策定委員会	事務局作成の素案をもとに計画案を作成する。また、策定懇話会での意見・助言等をもとに計画案を修正する。
事業担当課	現行計画の進捗状況や事業を評価する。また、令和3年度から令和7年度までの事業の方向性を検討する。
事務局 (福祉総務課)	市民アンケート調査や地域からの意見を集約する。また、事業担当課に現行計画の進捗状況や今後の事業の方向性などを調査し、計画素案を作成する。

### (2) 市民参加

有識者や市民の意見が反映された計画とするため、市民アンケート調査の実施や三島市地域福祉計画策定懇話会を設置しました。

策定懇話会	学識経験者、社会福祉事業関係者、公募市民、各種団体関係者など幅広い立場から計画案に対する意見・助言を行う。 (設置根拠) 三島市地域福祉計画策定懇話会設置要綱
市民意見募集 (パブリックコメント)	ホームページや公民館などで計画原案を公開し、市民から広く意見を募集し活用する。
市民アンケート調査	「近所付き合い」や「地域活動への参加状況」などの実態を把握するために令和元年度にアンケート調査を実施。
市民意見	団体ヒアリング (主管：政策企画課、子育て支援課)

## 5 計画の推進体制

地域福祉の主役は、地域で暮らす市民と地域で活動する担い手や関係者など、地域に関わり地域を育むすべての人です。

そして、これからの地域福祉の推進には、これらの人々すべてが一体となって取り組む地域共生社会の実現が求められます。

本計画を進めていくにあたっては、地域福祉を担う主体それぞれが相互に連携を図り、役割を果たしながら計画を進めていくこととします。

### (1) 計画の周知・啓発

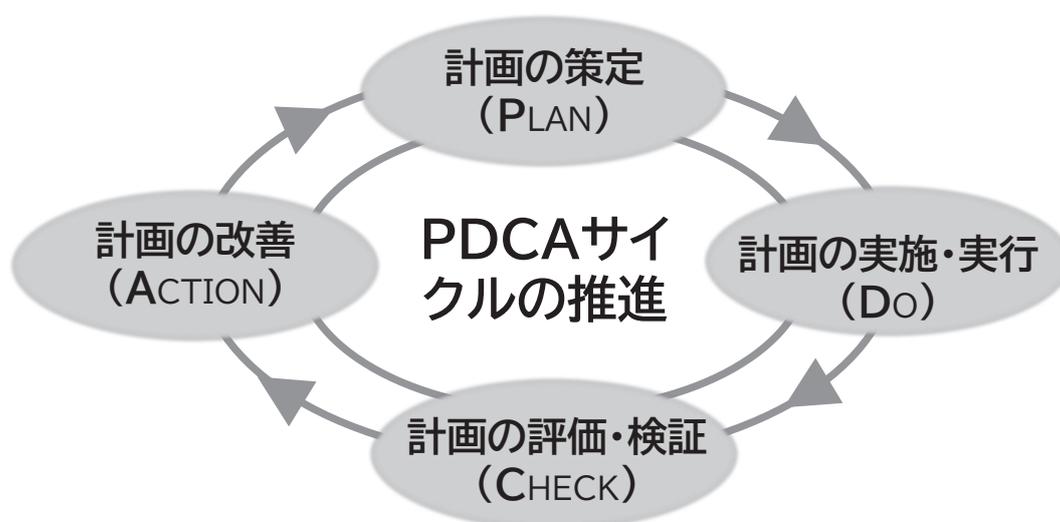
地域福祉の推進には、市民をはじめ、ボランティア団体や地域活動団体、学校、専門機関など、地域福祉に関わるすべての人や団体等が共通の理解をもつことが重要です。

そのため、市や三島市社会福祉協議会の広報紙やホームページ、SNS<sup>※</sup>などを通じた情報発信をはじめ、各地区での説明会の開催など多様な手段を活用して本計画の方針や取組内容等の周知と啓発に努めます。

### (2) PDCAサイクルの推進

本計画を推進するにあたっては、計画（Plan）を立て、実行（Do）し、その結果を評価（Check）し、評価を踏まえて内容を改善（Action）するPDCAサイクルを着実に実行し、より効果的な支援策を検討して、対策に取り組みます。

また、本計画は、令和5年度に進捗状況の確認を行い、国の動向や福祉分野の個別計画と整合性を図りながら、令和7年度に計画の評価と見直しを行うことで、次期計画の策定につなげていきます。



※SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用のサービスの総称。

### (3)福祉分野別計画との連動性のある取組の推進

本計画は、福祉分野の最上位計画として、福祉の総合的な方針を示すものです。そのため、本市で推進する「子ども・子育て支援事業計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画」、「健康づくり計画」などの福祉計画と連動性のある取組を推進し、地域における福祉サービスの適切な利用を促進します。

さらに、これらの計画に関わる各福祉分野の具体的な取組については、個別の計画で推進するものとし、その整合性を図るものとします。